

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託仕様書

1 業務名

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託

2 業務の目的

児童虐待に関する相談及び通告を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見し、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげること、また、児童及び青少年のいじめや不登校、対人関係等の相談に対応することを目的とする。

3 委託期間及び受付時間

(1) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 相談受付時間

【川崎市児童虐待防止センター】

24時間365日間

【児童相談所虐待対応ダイヤル／児童相談所相談専用ダイヤル】

平日 午後5時00分から翌午前8時30分まで

土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）24時間

【児童・青少年電話相談】

平日 午前9時00分から午後8時00分まで（年末年始除く）

4 想定件数

3, 500件程度

5 実施場所

受託者の定める特定の場所とする。ただし、相談者に関するプライバシーの保護が図られる場所であること。

6 委託内容

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談に関する次の業務

(1) 川崎市児童虐待防止センター及び児童相談所虐待対応ダイヤルに関する業務

ア 児童に関する業務

保護者等からの相談に対して、必要な助言指導を行う。児童の一時保護が必要な緊急性がある場合や面接や通所相談等の継続的な支援が必要と判断される場合、それぞれを所管する児童相談所等を案内するとともに、緊急性を伴う状況と判断される場合は、警察への通報等についても案内する。また、関係機関（児童が入所する施設や病院等）からの連絡については内容の如何を問わず、

委託者が指定する緊急連絡先（以下「輪番」という。）に連絡すること。

なお、相談内容に関する記録については、川崎市：虐待相談・通告／電話相談／電話相談 受付票（以下「様式1」という。）を作成し、注意事項に留意して川崎市南部児童相談所にメール、オンラインストレージ格納等の方法により翌日正午までに連絡すること。

ただし、相談内容に該当しない訴えが繰り返されたり、無言電話、脅し行為等が頻回に続く事案については、電話内容の共有方法その他必要事項について、委託者と受託者とで別途協議して定めるものとする。

イ 虐待通告に関する業務

被虐待児本人や近隣住民、関係機関等からの通告を受けるとともに、被虐待者の状況について聞き取りを行う。なお、匿名による通告や届出の場合は、柔軟に対応するとともに、可能な範囲で聞き取りを行うこと。児童の一時保護が必要な緊急性がある場合や面接や通所相談等の継続的な支援が必要と判断される場合は、それぞれを所管する児童相談所等を案内するとともに、緊急性を伴う状況と判断される場合は、警察への通報等についても案内し、委託者が指定する輪番に連絡すること。

なお、相談内容に関する記録については、様式1を作成し、注意事項に留意して各児童相談所に様式1の裏面をメール、オンラインストレージ格納等の方法により翌日8時30分までに連絡すること。全ての様式1は、川崎市南部児童相談所にメール、オンラインストレージ格納等の方法により翌日正午までに連絡すること。

児童相談所は、通告後48時間以内の安全確認が必要とされているため、軽微な内容であっても緊急連絡を行うことを原則とするが、次の場合は緊急連絡を要しない。

- (ア)泣き声のみの通告（叩く音など他の要素がない）
- (イ)対象者が特定できないもの
- (ウ)子どもの当面の安全が確保されているもの（親族宅などに移っている場合等）
- (エ)虐待相談や通告でないもの

（2）児童・青少年電話相談に関する業務

0歳から概ね24歳までの児童と青少年からの相談に対し、必要な助言等を行うとともに、関係機関や相談窓口等の情報提供を行うこと。児童の一時保護が必要な緊急性がある場合や面接や通所相談等の継続的な支援が必要と判断される場合は、それぞれを所管する児童相談所等を案内するとともに、緊急性を伴う状況と判断される場合は、警察への通報等についても案内し、委託者が指定する輪番に連絡すること。

なお、相談内容に関する記録については、様式1を作成し、注意事項に留意して川崎市南部児童相談所にメール、オンラインストレージ格納等の方法により翌日正午までに連絡すること。

（3）相談内容の記録・統計に関する業務

相談内容については記録及び整理し、業務日誌（様式2）、月例報告書「相談経路別受付状況、相談種別・年齢別受付状況、相談時間帯別・業務区分別受付状況（189・様式3-1～3）、（虐防・様式4-1～3）、（青少年・様式5-1～3）」、年度報告書「相談経路別受付状況、相談種別・年齢別受付状況、相談時間帯別・業務区分別受付状況（189・様式6-1～3）、（虐防・

様式7－1～3)、(青少年・様式8－1～3)」を作成すること。

(4) その他

ア 川崎市児童虐待防止センター（1回線）、児童相談所虐待対応ダイヤル／児童相談所相談専用ダイヤル（1回線）、児童・青少年電話相談（1回線）の電話転送に対応が可能な回線及び人員の体制を整備すること。

同時受付可能な回線数は3回線とする。ただし、どの児童相談所あてに転送されてきたか判別可能な仕組みを整備すること。

なお、川崎市児童虐待防止センターの回線については1回線2チャンネルとし、緊急性を伴う通告などが生じた場合でも、円滑な対応が可能な体制を整備すること。

相談受付開始時と終了時の自動転送の設定及びそれぞれの切替え確認等を行うこと。

本市所管外からの緊急性がある相談及び虐待通告については、それぞれを所管する児童相談所等を案内するとともに、委託者が指定する輪番に連絡すること。

イ 児童相談所閉庁時に連絡が入る可能性が高いケースやリピーターケースについては、各児童相談所からのリスト票を活用し、個人情報の取扱いに留意し申し送りの指示に従い対応すること。

ウ 翌年度以降に事業実施業者が変更になる場合は、必要に応じて当該業者への業務の引継ぎを行うこと。

7 準備・研修等

受託者は、従事者に対して、業務に必要な知識・情報・技能等の習得研修や実務研修を行うこと。内容については、委託者と協議の上、実施する。

また、毎月の業務進捗や課題等を共有するために、受託者は毎月1回、委託者と連絡会を行うこと。

8 相談体制

(1) こども家庭庁から発出された「児童相談所運営指針」のほか、同庁の関係通知等の趣旨を踏まえたサービスを提供すること。また、本仕様書に従うとともに、関係法令を遵守し誠実に対応すること。また、「川崎市児童虐待・子育て等電話相談マニュアル」に準じて対応すること。

(2) 受託責任者の配置

受託者は、本業務を円滑に運営するため、国または地方公共団体からの子どもに関する電話相談の業務責任者経験を複数年有する者を責任者（以下「業務責任者」という。）として1名以上定めること。業務責任者は、相談員に対する指導を行うとともに、緊急対応を要する相談及び通告の支援体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行うものとする。

(3) 相談員の配置

相談員は、次のいずれかに該当する者とする。また、委託時間中は常に2名以上の電話相談員を配置すること。

ア 児童福祉司として従事した経験を有する者

イ 児童心理司として従事した経験を有する者

ウ 児童福祉、教育分野のいずれかにおいて半年以上の相談業務の経験を有する者

エ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する者

- 才 児童虐待の相談及び通告対応業務について半年以上従事した経験を有する者
カ 上記ア～エと同等の能力を有すると委託者が認めた者
- (4) 提供するサービスの質の維持・向上に努め、常に最新の児童の福祉に関する情報を収集すること。
- (5) 緊急時における連絡体制の整備については、委託者及び受託者は、契約締結速やかに、緊急時における連絡体制を協議のうえ整備すること。なお、連絡体制に変更が生じた場合も同様とする。
- (6) 業務を実施する上で従事者の資質・態度等が不適正と認められる場合は、委託者は受託者に従事者の交替を要求することができるものとし、受託者は、速やかに適正な従事者と交替させるものとする。
- (7) クレームや苦情等に対応する担当者を選任すること。
- (8) リピーターの中でも頻回連絡者への対応については、「児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談における頻回連絡者への対応（別紙1）」を参考に適切に対応するものとする。
- (9) 当該委託業務において生じた法律上の損害賠償責任に対応するため、賠償責任保険に加入すること。
- (10) 相談者の個人情報の保護について必要な措置を執り、相談記録、頻回相談者リスト等の情報管理に十分配慮すること。また、委託契約終了後においても同様とする。個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を遵守しなければならない。
- (11) 相談電話がかかってきた場合には、所管の児童相談所が窓口であることを説明すること。
- (12) 相談対応の実施及び従事者の任用にあたっては、委託者の意見を可能な限り反映したものとなるよう努めること。

9 実績報告

(1) 日報

日々の業務内容については業務日誌（様式2）により、翌開庁日の正午までにメール、オンラインストレージ格納等の方法で報告すること。

(2) 月報

月報報告書「相談経路別受付状況（189・様式3-1、虐防・様式4-1、青少年・様式5-1）」、「相談種別・年齢別受付状況（189・様式3-2、虐防・様式4-2、青少年・様式5-2）」、「相談時間帯別・業務区分別受付状況（189・様式3-3、虐防・様式4-3、青少年・様式5-3）」は、実施月の翌月10日（3月分については翌年度の4月10日）までに報告すること。また、月報とともに業務完了届を提出すること。

(3) 年報

年度報告書「相談経路別受付状況（189・様式6-1、虐防・様式7-1、青少年・様式8-1）」、「相談種別・年齢別受付状況（189・様式6-2、虐防・様式7-2、青少年・様式8-2）」、「相談時間帯別・業務区分別受付状況（189・様式6-3、虐防・様式7-3、青少年・様式8-3）」は、実施年度翌年度の4月10日までに報告すること。

(4) 委託業務に関する事項について、委託者から調査・報告を求められた場合には、速やかに応じること。

(5) 川崎市は、事業の執行を適正に期するため必要があるときは、受託者に対し報告させ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。受託者は適切に協力すること。

1.0 業務の一括委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託者と協議の上、その一部を委託することができる。

1.1 経費負担区分

委託者から受託者の電話への転送に係る通話料は委託者が負担する。

1.2 情報管理

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマーク制度の認定を有すること及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO27001」の認証を取得していること。

また、相談者の個人情報の保護について、必要な措置を執り、個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を遵守しなければならない。相談記録、申し送り票等の情報管理に十分配慮すること。このことは委託契約終了後においても同様とする。

1.3 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意または過失により、委託者又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の業務の公共性に鑑み、業務の履行に際して常に相談者の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (4) 受託者は、次に該当する者を業務に従事させてはならない。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 受託者は、業務責任者及び電話相談員に対し、法令に基づく事業者としてのすべての業務を負うものとする。

1.4 事故発生時の対応について

情報セキュリティに関する事等、事故発生時は、速やかに川崎市南部児童相談所に口頭報告を行った上で、事故の概要、再発防止策等について改めて書面にて報告すること。

1.5 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議して定めるものとする。
- (2) 報告の連絡先等は別途定めるものとする。
- (3) 「川崎市児童虐待・子育て等電話相談員業務マニュアル」は別途定めるものとする。
- (4) 本業務を遂行するために必要な記録事務用品等については、全て受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守すること。

児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び 児童・青少年電話相談における頻回連絡者への対応

児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談への頻回連絡者への対応として、受託事業者における対応について、川崎市不当要求行為等防止対策を参考に次のとおり行うこととする。

【切電について】

話を切り上げる目安については、裁量の範疇と考えられるが、できる限り統一的な応が図られることが望ましいことから、本市のコンタクトセンターの運用事例を参考として例示する。

【参考 コンタクトセンターにおける切電対応について】

コンタクトセンターへ対応困難な電話があった場合、市民生活上必要であると認められる架電もあり得ることから、いったんは用件を聞いたうえで、内容に応じて、以下により対応する。

1 内容がこれまでに説明済の事案（同じことのくり返し）の場合

いったん用件を聞いたうえで、これ以上説明・対応を行うことはない旨を相手に告げ、切電する。

【対応例】説明を求められた場合

「○○さんの○○に関する件については、これまでに十分説明したと考えております。こちらからこれ以上説明を差し上げる内容はございません。恐れ入りますが、この電話は切らせていただきます。」と告げ、電話を切る。

【対応例】ひたすら自説の主張を続ける場合

「○○さんの○○に関する件については、これまで十分に主張をお伺いしており

ます。これ以上お伺いしても、説明が変わることはございません。恐れ入りますが、この電話は切らせていただきます。」と告げ、電話を切る。

2 用件に入らず、関係のない質問をしてきた場合

市政、業務と関係のない質問をしてきた場合には答える必要はない。どのような用件なのかを聞き、それで、激高したような場合など、「3」のような状況では切電して構わない。また、用件に入らず無言である場合も切電して構わない。

【対応例】用件に入らず、関係のない質問をしてきた場合

「ご用件は何ですか。」と返す。そこで「人の話を聞け」「質問に答えろ」など言われても、「ところでご用件は何ですか。」と切り返す。

【対応例】用件に入らず、無言の状態が続く場合

「ご用件は何ですか。」と数回確認する。反応がない場合は「恐れ入りますが、この電話は切らせていただきます。」と告げ、電話を切る。

3 大声・罵声を発した場合

内容の如何にかかわらず、相手方が大声・罵声を発した場合には、通話を拒否。この場合は、一方的に切電して構わない。

【対応例】

「大声を出されるのであれば、これ以上対応することはできません。恐れ入りますが、この電話は切らせていただきます。」と告げ、電話を切る。

落札者と協議の上、変更することがあります

川崎市:虐待相談・通告／電話相談 受付票

樣式1

No		報告先		新規/再相談		係属歴	
----	--	-----	--	--------	--	-----	--

受付日時	() ~	対応時間	分	担当
入電元	<input type="checkbox"/> 児童虐待防止センター <input type="checkbox"/> 児童・青少年電話相談 <input type="checkbox"/> 189(全国共通ダイヤル)			
入電区分	<input type="checkbox"/> 児童虐待	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト → <input type="checkbox"/> ネグレクトのうち『登校・登園の禁止』に該当		
		<input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 → <input type="checkbox"/> 心理的虐待のうち『暴力の目撃等』に該当		
	<input type="checkbox"/> 相談種別	<input type="checkbox"/> 養護 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 障害:肢体不自由 <input type="checkbox"/> 障害:視覚 <input type="checkbox"/> 障害:言語発達		
		<input type="checkbox"/> 障害:重症心身 <input type="checkbox"/> 障害:知的 <input type="checkbox"/> 障害:発達障害 <input type="checkbox"/> ぐ犯行為 <input type="checkbox"/> 触法行為		
		<input type="checkbox"/> 性格行動 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 適性 <input type="checkbox"/> 育児・しつけ <input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> その他				
特記事項	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 育児不安 <input type="checkbox"/> 児童買売春等被害			
	<input type="checkbox"/> 教育関係 <input type="checkbox"/> 発達障害児 <input type="checkbox"/> 疑発達障害			
虐待概要	誰から:			
	いつから:			
	頻度:			
	どんな風に:			
情報源・同意等	情報源	<input type="radio"/> 通告者は <input type="checkbox"/> 実際に目撃している <input type="checkbox"/> 悲鳴や音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> その他 <input type="radio"/> 通告者は 関係者()から聞いた		
	通報への同意	<input type="radio"/> 保護者は通告を <input type="checkbox"/> 承知 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 知られていない		
	意図	<input type="radio"/> 通告意図: <input type="checkbox"/> 子どもの保護 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 相談		
	協力・連絡	<input type="radio"/> 調査協力:調査協力 (<input type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 否) <input type="checkbox"/> 当所からの連絡 (<input type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 否)		

通告者 もしくは 相談者	氏名				ディスプレイ			
	住所・機関名				連絡先			
	<input type="checkbox"/> 児童本人 <input type="checkbox"/> 家族・親戚 <input type="checkbox"/> 近隣・知人 <input type="checkbox"/> 里親 <input type="checkbox"/> 児童委員 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所 <input type="checkbox"/> その他							
	相談経路	学校等	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 教育委員会等			
		都道府県	<input type="checkbox"/> 児童相談所	<input type="checkbox"/> 福祉事務所	<input type="checkbox"/> 保健センター	<input type="checkbox"/> その他		
		市町村	<input type="checkbox"/> 福祉事務所	<input type="checkbox"/> 児童委員	<input type="checkbox"/> 保健センター	<input type="checkbox"/> その他		
		児童福祉施設 指定発達支援医療機関	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	<input type="checkbox"/> 指定発達支援医			
		保健所及び医療機関	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 医療機関				
	被虐待児 もしくは 相談対象児	所属等	<input type="checkbox"/> 未就学	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 保育園	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高校生
		<input type="checkbox"/> その他 ()						
性別		<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 不明	学年	年 組	年齢	歳
学校名					担任名			
出席状況		<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 欠席がち	<input type="checkbox"/> 不登校状態				
氏名					生年月日			
住所					連絡先			
現在の居場所								
家庭の 状況		家庭内協力者						
		家族以外の協力者						
	兄弟の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	()				
	同居家族							
	DV被害等							
保護者の 情報	氏名				氏名			
	職業				職業			
	続柄		年齢		続柄		年齢	
	住所				住所			
	連絡先				連絡先			

通告内容 及び 相談内容	
対応内容	
報告先 :	
★児相連絡	報告時間
	担当者
	備考

樣式2

所長	副所長	係長	担当

起案 令和 年 月 日()
決裁 令和 年 月 日()

別添、相談記録のとおり電話相談として受理し、次のとおり処理してよいですか。

業務日誌

(虐防 / 189 / 青少年)

受付 令和 年 月 日

虐防 受理 件 (対応 件 無言 件)
189 受理 件 (対応 件 無言 件)
青少年 受理 件 (対応 件 無言 件)

樣式3-1

189 相談経路別受付状況 (2026年 月分)

(189)

189 相談種別・年齢別受付状況（2026年 月分）

(189)

	養護相談		障害相談						非行相談		育成相談			その他の相談	計	(再掲)									
	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢體不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為相談	触法行為相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	児童虐待通告	登校・登園の禁止	暴力の目撃等	不登校	いじめ相談	児童買売春等被害相談	育児不安	教育	発達障害児	疑発達障害児
0歳																									
1歳																									
2歳																									
3歳																									
4歳																									
5歳																									
6歳																									
7歳																									
8歳																									
9歳																									
10歳																									
11歳																									
12歳																									
13歳																									
14歳																									
15歳																									
16歳																									
17歳																									
18歳以上																									
計																									
男																									
女																									
不明																									

里親、養親希望に関する相談	
---------------	--

189 相談時間帯別・業務区分別受付状況(2026年 月分)

(189)

	児童相談			虐待相談・通告			計
	南部児相	中部児相	北部児相	南部児相	中部児相	北部児相	
0:00~1:00							
1:00~2:00							
2:00~3:00							
3:00~4:00							
4:00~5:00							
5:00~6:00							
6:00~7:00							
7:00~8:00							
8:00~9:00							
9:00~10:00							
10:00~11:00							
11:00~12:00							
12:00~13:00							
13:00~14:00							
14:00~15:00							
15:00~16:00							
16:00~17:00							
17:00~18:00							
18:00~19:00							
19:00~20:00							
20:00~21:00							
21:00~22:00							
22:00~23:00							
23:00~0:00							
計							

樣式4-1

虐防 相談経路別受付状況 (2026年 月分)

(虐防)

虐防 相談種別・年齢別受付状況（2026年 月分）

(虐防)		養護相談		障害相談						非行相談		育成相談			その他の相談	計	(再掲)										
		児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為相談	触法行為相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	児童虐待通告	登校・登園の禁止	暴力の目撃等	不登校	いじめ相談	育児不安	児童買売春等被害相談	教育	発達障害児	疑発達障害児	
0歳																											
1歳																											
2歳																											
3歳																											
4歳																											
5歳																											
6歳																											
7歳																											
8歳																											
9歳																											
10歳																											
11歳																											
12歳																											
13歳																											
14歳																											
15歳																											
16歳																											
17歳																											
18歳以上																											
計																											
男																											
女																											
不明																											

里親、養親希望に関する相談	
---------------	--

様式4-3

虐防 相談時間帯別・業務区分別受付状況(2026年 月分)

	(虐防)					
	児童相談			虐待相談・通告		
	南部児相	中部児相	北部児相	南部児相	中部児相	北部児相
0:00～1:00						
1:00～2:00						
2:00～3:00						
3:00～4:00						
4:00～5:00						
5:00～6:00						
6:00～7:00						
7:00～8:00						
8:00～9:00						
9:00～10:00						
10:00～11:00						
11:00～12:00						
12:00～13:00						
13:00～14:00						
14:00～15:00						
15:00～16:00						
16:00～17:00						
17:00～18:00						
18:00～19:00						
19:00～20:00						
20:00～21:00						
21:00～22:00						
22:00～23:00						
23:00～0:00						
計						

樣式5-1

青少年 相談経路別受付状況 (2026年 月分)

(青少年)

青少年 相談種別・年齢別受付状況（2026年 月分）

(青少年)		養護相談		障害相談						非行相談		育成相談			その他の相談	計	(再掲)										
		児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為相談	触法行為相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	児童虐待通告	登校・登園の禁止	暴力の目撃等	不登校	いじめ相談	育児不安	児童買壳春等被害相談	教育	発達障害児	疑発達障害児	
0歳																											
1歳																											
2歳																											
3歳																											
4歳																											
5歳																											
6歳																											
7歳																											
8歳																											
9歳																											
10歳																											
11歳																											
12歳																											
13歳																											
14歳																											
15歳																											
16歳																											
17歳																											
18歳以上																											
計																											
男																											
女																											
不明																											

里親、養親希望に関する相談	
---------------	--

様式5-3

青少年 相談時間帯別・業務区分別受付状況(2026年 月分)

(青少年)

時間帯	児童相談	虐待相談・通告	計
	南部児相	南部児相	
9:00～10:00			
10:00～11:00			
11:00～12:00			
12:00～13:00			
13:00～14:00			
14:00～15:00			
15:00～16:00			
16:00～17:00			
17:00～18:00			
18:00～19:00			
19:00～20:00			
計			

189 相談経路別受付状況 2026年度分)

(189)

189 相談種別・年齢別受付状況（2026年度分）

	養護相談		障害相談						非行相談			育成相談			計	(再掲)									
	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為相談	触法行為相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	児童虐待通告	登校・登園の禁止	暴力の目撃等	不登校	いじめ相談	育児不安	児童買売春等被害相談	教育	発達障害児	疑発達障害児
0歳																									
1歳																									
2歳																									
3歳																									
4歳																									
5歳																									
6歳																									
7歳																									
8歳																									
9歳																									
10歳																									
11歳																									
12歳																									
13歳																									
14歳																									
15歳																									
16歳																									
17歳																									
18歳以上																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男																									
女																									
不明																									

里親、養親希望に関する相談

189 相談時間帯別・業務区分別受付状況(2026年度分)

(189)

	児童相談			虐待相談・通告			計
	南部児相	中部児相	北部児相	南部児相	中部児相	北部児相	
0:00～1:00							0
1:00～2:00							0
2:00～3:00							0
3:00～4:00							0
4:00～5:00							0
5:00～6:00							0
6:00～7:00							0
7:00～8:00							0
8:00～9:00							0
9:00～10:00							0
10:00～11:00							0
11:00～12:00							0
12:00～13:00							0
13:00～14:00							0
14:00～15:00							0
15:00～16:00							0
16:00～17:00							0
17:00～18:00							0
18:00～19:00							0
19:00～20:00							0
20:00～21:00							0
21:00～22:00							0
22:00～23:00							0
23:00～0:00							0
計	0	0	0	0	0	0	0

虐待 相談経路別受付状況（2026年度分）

(虐防)

虐防 相談時間帯別・業務区分別受付状況(2026年度分)

	(虐防)						計
	児童相談			虐待相談・通告			
	南部児相	中部児相	北部児相	南部児相	中部児相	北部児相	
0:00～1:00							0
1:00～2:00							0
2:00～3:00							0
3:00～4:00							0
4:00～5:00							0
5:00～6:00							0
6:00～7:00							0
7:00～8:00							0
8:00～9:00							0
9:00～10:00							0
10:00～11:00							0
11:00～12:00							0
12:00～13:00							0
13:00～14:00							0
14:00～15:00							0
15:00～16:00							0
16:00～17:00							0
17:00～18:00							0
18:00～19:00							0
19:00～20:00							0
20:00～21:00							0
21:00～22:00							0
22:00～23:00							0
23:00～0:00							0
計	0	0	0	0	0	0	0

青少年 相談経路別受付状況（2026年度分）

青少年

青少年 相談種別・年齢別受付状況（2026年度分）

青少年

里親、養親希望に関する相談

青少年 相談時間帯別・業務区分別受付状況(2026年度分)

青少年